

# 個別約款

(家庭用コージェネレーションシステム契約)

<コージェネ料金>

令和元年10月1日 実施

株式会社 大 武

## 家庭用コージェネレーションシステム契約 目次

1. 目的	1
2. 個別約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 延滞利息	4
9. 単位料金の調整	4
10. 割引制度	5
11. 精算	5
12. 設置確認	6
13. その他	6
附則	7
別表	8

# 家庭用コージェネレーションシステム契約

## ＜コージェネ料金＞

### 1. 目的

この個別約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ、設備の効率的な事業運営をもって、合理的・経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。

### 2. 個別約款の変更

- (1) 当社は、この個別約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の個別約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの個別約款の変更に意義がある場合は、この個別約款による契約を解約することができます。
- (3) この個別約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この個別約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

### 3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。

- (2) 「家庭用ガス温水床暖房システム」(以下、「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房(温風暖房を除く。)を行うシステムをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下、「浴乾」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この個別約款においては10%といたします。
- (7) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力(ガス小売供給約款による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま、又はガス小売供給約款22(1)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。)が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの個別約款による契約を希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力(機器容量)が700W以上5kW以下であること。

#### 5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この個別約款を承諾のうえ、当社にこの個別約款による契約を申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申込書の当社到達後、当社が承諾した時点をもって契約の成立といたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
  - ①新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月のガス小売供給約款に定める定例検針日(以下、「定例検針日」といいます。)までといたします。

- ②当社との他の契約の解約と同時に、この個別約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
- ③契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この個別約款及び他の個別約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は解約と同時にガス小売供給約款に基づく契約を締結された方が、同一需要場所でこの個別約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの個別約款の契約期間満了前にこの個別約款の解約と同時に他の個別約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまがこの個別約款又は当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この個別約款への申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまは、同一需要場所でこの個別約款と当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

- (4) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回検針日がガス小売供給約款16(2)の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、ガス小売供給約款の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の個別約款に基づく契約の解約と同時にこの個別約款を適用する場合は、当該他の個別約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

## 8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払い日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

①料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

②料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定し、1円未満の端数を切り捨てた金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払い日までの日数×0.0274パーセント

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日とおなじといたします。

## 9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(2)のとおりといたします。

(算式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金（1立方メートル当たり）  
＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
調整単位料金（1立方メートル当たり）  
＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

84,070円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9783 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0232$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 10. 割引制度

(1) この個別約款を適用されているお客さまで、床暖房及び浴乾を設置しているお客さまに対しては、7(1)に定める料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

$$\text{割引額} = 7(1) \text{に定める料金} \times 5 \text{パーセント (1円未満の端数切り捨て)}$$

(2) 割引上限額は、1契約1か月につき2,200円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が2,200円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は2,200円（消費税等相当額を含みます。）といたします。

(3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

## 11. 精算

(1) 4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める料金総額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

- (2) 10の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した料金総額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## 1 2. 設置確認

- (1) 当社は、床暖房・浴乾が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの個別約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの個別約款に基づく契約を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) 床暖房・浴乾を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この個別約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

## 1 3. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。



## 附則

### 1. この個別約款の実施期日

この個別約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

### 2. この個別約款の実施に伴う切替措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、この個別約款の変更前の個別約款に基づき料金を算定するものと致します。

## 別表

### 1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が18立方メートルを超え、33立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が33立方メートルを超え、45立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が45立方メートルを超え、67立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が67立方メートルを超え、112立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 使用量が112立方メートルを超える場合に適用いたします。

### 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{料金に含まれる消費税等相当額} \\ & = \text{料金} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

### 3. 料金表A

#### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.42円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	244.54円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

#### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### 4. 料金表B

#### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1457.13円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	205.77円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

#### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### 5. 料金表C

#### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2736.28円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	167.01円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

#### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 6. 料金表D

### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3207.71円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	156.54円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 7. 料金表E

### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3558.66円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	151.30円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 8. 料金表F

### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4145.32円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.58円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。